

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請について

・・・ 2

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年4月11日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A01
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年3月25日
 - ② 申請者：十王自動車 株式会社
 - ③ 適用路線：群馬県内及び埼玉県内の一般路線バス
 - ④ 平均改定率：20.59%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円
 - ⑥ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
伊勢崎駅～本庄駅北口	520	740	21,840	31,080
伊勢崎駅～東京福祉大学	350	470	14,700	19,740
伊勢崎駅～阪東橋北詰	460	600	19,320	25,200

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年4月11日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A02
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年3月28日
 - ② 申請者：イーグルバス 株式会社
 - ③ 適用路線：埼玉県内の一般路線バス
 - ④ 平均改定率：38.15%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円
 - ⑥ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
武蔵高萩駅～高麗川団地第一折返場	180	280	8,100	12,600
高麗川駅～高麗川団地第一折返場	180	240	8,100	10,800
飯能駅北口～高麗川団地第一折返場	290	540	13,050	24,300
飯能駅北口～メッツァ	200	340	9,000	15,300

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年4月11日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A03
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年3月29日
 - ② 申請者：日光交通 株式会社
 - ③ 適用路線：栃木県内の一般路線バス
 - ④ 平均改定率：13.50%
 - ⑤ 初乗り運賃：180円
 - ⑥ 現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
鬼怒川温泉駅～龍王峡入口	450	510	18,900	21,420
鬼怒川温泉駅～日光江戸村	420	490	17,640	20,580
鬼怒川公園駅～神社前	200	230	8,400	9,660

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上